

無利息型普通預金に関する特約

無利息型普通預金に関しては、普通預金規定（第5条を除きます。）に加え、この特約を適用します。普通預金を無利息型普通預金に変更した場合も同様とします。

1. (利息)

無利息型普通預金には利息をつけません。

2. (普通預金への変更)

無利息型普通預金を普通預金に変更することはできません。

以 上

(2024. 11. 1現在)